

令和7年度以降、新たに補助金を受ける皆様へ

補助金の交付条件・変更手続きのご案内

1 補助金の交付条件について

補助金の交付決定を受けた方は以下の交付条件を遵守する必要があります。

・認定マークの利用

補助対象事業者は設計認定又は認定を受けた住宅の広告・宣伝に当たり、「東京こどもすくすく住宅認定制度等における認定マーク取扱要領」の規定に基づく認定マークの利用に努めるものとし、その利用範囲、利用許諾手続は同要領に従うこと。



「東京こどもすくすく住宅」認定マーク

・子育て世帯等の入居促進

補助対象事業者は補助金の交付決定を受けた住宅について、子育て世帯等の子育てを望む世帯の入居促進に資する取組を行うこと（以下、取組例）。

- ・制度要領第4に規定する認定基準に適合する住戸のモデルルームを設け、子育てに配慮された設備や間取りをPRする。
- ・募集・販売活動を通じて、こどもすくすく住宅の住みやすさを具体的に解説する。
- ・子育て世帯向けの募集サイトの設置、説明会・ワークショップ等を実施する。

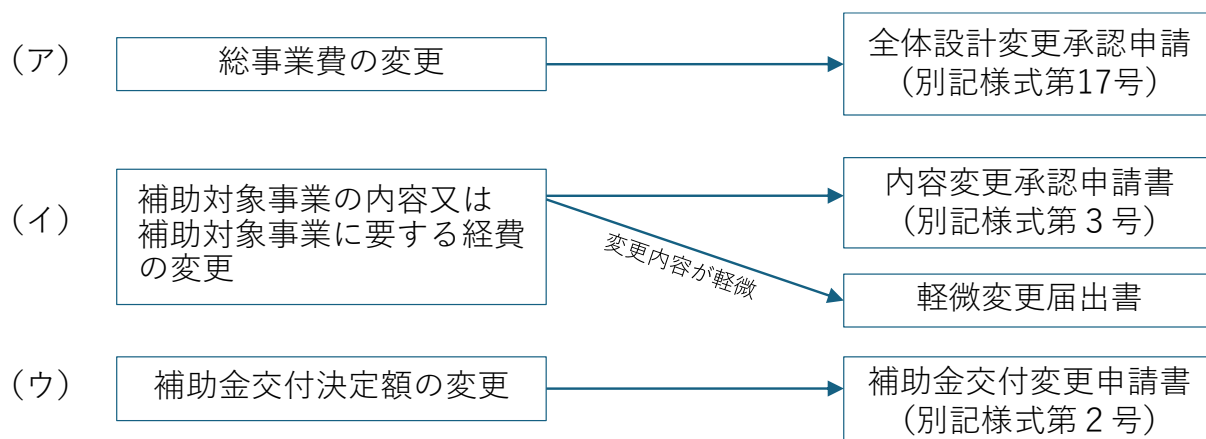
なお、上記以外の子育て世帯等の入居促進に資する取組も幅広く対象となり得ます。

※ その他、補助金交付決定通知書（別記様式第10号）に記載された4の「補助金の交付の条件」をご参照下さい。

2 交付決定後の変更手続きについて

補助対象事業において、次の（ア）～（ウ）の変更が生じる場合、あらかじめ手続きが必要となります。変更の内容及び手続き方法について、東京都へご相談ください。

※ （ア）については補助対象事業が複数年度にわたる場合が対象です。



【問合せ先】

東京都住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課

子育て支援住宅担当電話：03-5320-5011、03-5320-4907

住所
氏名 殿

(法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付申請のあった、〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金については、下記のとおり交付する。

〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事
〇〇 〇〇

記

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、〇〇年〇〇月〇〇日付けによる交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助対象事業に要する経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。ただし、当該事業が変更された場合については、別に通知するところによるものとする。

補助対象事業に要する経費	千円
補助金交付決定額	千円

- 3 この補助対象事業に要する経費の配分及び配分された経費の額に対応する補助金の額は交付申請書記載のとおりとする。

- 4 補助金の交付の条件は、東京こどもすくすく住宅認定制度要綱（以下「制度要綱」という。）、東京こどもすくすく住宅認定制度実施要領、東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）に定めるところによるほか、次のとおりとする。

- (1) この補助金は、補助の対象となった事業に要する経費以外の経費に使用してはならない。
- (2) 補助対象事業者は、補助対象事業が交付申請書記載の完了予定期日までに完了しない場合は、速やかに知事に報告し、指示を受けなければならない。
- (3) 知事は、この補助金の使途、その他この補助金により施行した補助対象事業について必要があると認めたときは、職員をして随時検査を行わせることができる。
- (4) 補助対象事業者がこの補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反しているときは、知事はこれらに従って補助対象事業を遂行することを命じ、なおこの命令に違反したときは、補助対象事業の一時停止を命ずることがある。
- (5) 補助対象事業者は、補助対象事業完了後1カ月以内に補助要綱に規定する完了実績報告書を提出し、補助金の額の確定を受けなければならない。
- (6) 知事は、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。この場合において、事業者が必要な処置をした場合には、この報告書を再び作成の上、提出しなければならない。
- (7) 補助対象事業者は、補助対象事業完了後原則10年以上、補助金の交付の目的に従って適正に管理し、かつ効果的な運営を図るよう努めなければならない。
- (8) (7)の規定は制度要綱第11の1又は2の規定により選任された管理・運営責任者について、準用する。この場合、(7)の規定中、「補助対象事業者」とあるのは「制度要綱第12の1又は2の規定により選任された管理・運営責任者」と読み替えて適用する。
- (9) 補助対象事業者は設計認定又は認定を受けた住宅の広告・宣伝に当たり、「東京こどもすくすく住宅認定制度等における認定マーク取扱要領」の規定に基づく認定マークの利用に努めるものとし、その利用範囲、利用許諾手続は同要領に従うこと。
- (10) 補助対象事業者は補助金の交付決定を受けた住宅について、子育て世帯等の子育てを望む世帯の入居の促進を図ること。

- 5 補助対象事業者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に不服のあるときは、この通知の受領後14日以内に、交付申請の撤回の申出をすることができる。